

2008年度(平成20年度)

公立図書館における評価に関する
実態調査報告書

平成21年3月

全国公共図書館協議会

はじめに

近年、各自治体の財政状況は深刻さが年々増し、公共図書館を取り巻く環境も財政面・人員面ともに大変厳しい状況となっております。一方、生涯学習社会の進展により、地域の学習・情報拠点として公共図書館が果たす役割は重要なものとなってきています。

現在の公立図書館では、指定管理者制度の導入やPFI事業者による運営、サービス事業の委託など、さまざまな運営形態が導入されておりますが、運営形態の如何にかかわらず、効率的・効果的な運営、サービスを実施することが求められています。そのために、近年、図書館評価の重要性が高まってきました。また、平成20年6月に改正された図書館法において、図書館の運営の状況に関する評価についての項目があらたに設けられました。

しかし、公立図書館における評価の考え方や実施方法についての情報は少なく、また図書館評価に関するデータも少ない実状です。そこで、全国公共図書館協議会では、調査・研究事業の一環として、平成20年度・21年度の二カ年で「公立図書館における評価」について調査研究に取り組むこととしました。平成20年度は、全国の公立図書館の全館を対象に実態調査を電子メールにより実施しました。

今回の実態調査では、岸田和明氏（慶應義塾大学文学部教授）を助言者として迎え、アンケート調査項目の作成は全国調整委員及び編集委員が行い、実態調査の集計及び報告書の執筆は、編集委員が行いました。

この報告書では、調査データを集計するとともに、公立図書館における各種調査及び図書館評価の実態をわかりやすく表すためのデータ抽出を行い、簡単な解説をつけました。

今後、公立図書館における評価を充実させるために、基礎的資料として御活用いただき、図書館サービスの一層の発展に寄与できれば幸いです。

最後に、この報告書をまとめるに当たり、岸田和明教授を始め、アンケート調査にご協力をいただいた各館の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

全国公共図書館協議会

全国調整委員会

目 次

調査概要	1
第1章 自治体の状況と図書館運営に関する調査の実施状況	4
1 自治体と図書館運営の状況	4
2 調査の実施状況	5
3 調査の方法	10
4 評価への活用状況	12
第2章 調査・評価の実施館の状況	17
1 事業年次計画の策定、評価の実施	17
2 評価指数・数値目標	20
3 PDS、PDCA及び外部機関の視点	41
4 図書館評価実施にあたっての問題点等	46
5 「来館者調査」「住民アンケート」等の実施	52
付録 公立図書館における評価に関する実態調査票	63
1 都道府県立用	65
2 市区町村立用	72
全国調整委員会委員・編集委員名簿	79

調査概要

1 調査の背景・動機

2008年の図書館法改正において「評価」が努力義務として盛り込まれたことに象徴されるように、いわゆる plan-do-see のマネジメントサイクルに基づく計画的な経営と評価が公共図書館に求められている。これには近年の行政評価等の様々な要因が影響していることはもちろんであるが、その根底には、各館が地域の特性を考慮しつつ、その利用者のニーズに合った独自のサービスを展開していく必要性に対する認識がある。しかしながら、実際の計画策定あるいは評価はそれほど容易ではない。評価の必要性を感じつつも、その実施を促されて困惑している図書館も少なくないと思われる。このような状況において、図書館評価の全国的な現状を把握し、その問題を析出することは緊急の課題である。本調査はこのような問題意識の下に、全国の都道府県立図書館および市区町村立図書館に対して、図書館評価に関する悉皆調査を試みたものである。

2 調査内容

調査票に示されているとおり、主な調査項目は、大きく、

- (1) 評価の実施の有無
 - (2) 評価の実施の目的・形態・組織
 - (3) 評価の内容・項目・指標
 - (4) 評価における問題の認識・意見
- に分けられる（ただし項目がこの類型・順序に整然と並んでいるわけではない）。

評価の重要性が高まるにつれて、評価自体が多様化している。このような状況で、実態調査中の操作的概念として「評価」を厳格に規定することは本質的に困難であり、むしろ危険ですらある。例えば、日常的な業務統計として蔵書冊数等を年度ごとに集計する作業はすべての図書館で行われていると予想されるが、これを評価と考えるべきかどうかは、人または状況によって異なる可能性がある。また、「調査」と「評価」の境界線もまた、常に明確であるとは限らない。本調査では、厳格に評価を定義した場合の調査もれ（回答もれ）を回避するために、必要最低限の緩い定義を採用し（例えば、「日本図書館協会等による毎年の調査に回答するための業務統計の集計自体は評価からは除く」程度とした）、さらに、「調査」に関する質問項目を調査票中に含めた。なお、本調査では、調査票を離れたところでは、暫定的に、「業務やサービスの改善を目的として、業務統計あるいは調査統計に基づく指標を算出し、それを数値目標や基準等と比較すること」が「評価」であると想定しているが、調査を継続する中で、この定義が修正される可能性もある。

3 調査対象館

全国の公立図書館

4 調査対象

調査依頼時（平成20年11月5日）以前に実施した調査及び評価

5 調査方法

調査票の配付は電子メール、回収は電子メール及び郵送により実施

(1) 調査票の配付

全国公共図書館協議会事務局	各ブロックの全国調整委員	都道府県立図書館の中心館
市区町村立図書館の中心館		

* 全国公共図書館協議会では、7つの地区に分けてブロックと称している。

(2) 調査票の回収

市区町村立図書館の中心館	都道府県立図書館の中心館	全国公共図書館協議会事務局
--------------	--------------	---------------

6 調査票の回収状況

(1) 回答館数

区分	回答数
都道府県立	51 件
市区町村立	1,293 件

(2) 回答自治体数

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100%
市区町村	1,317	1,266	51	96%
計	1,364	1,313	51	97%

7 計画立案から報告書の作成まで

(1) 実施計画の策定

平成 20 年 4 月から 6 月まで

(2) 実施計画の確定

平成 20 年 6 月 (全国公共図書館協議会総会にて了承)

(3) 調査票案の作成

平成 20 年 6 月から 9 月まで

< 調査質問項目の選定等 >

ア 質問項目は評価の前提となる調査の実施についての「共通」項目からはじめ、「共通」項目において調査を実施していると回答した場合は「実施館」、調査を実施していないと回答していない場合を「未実施館」に分けた。

イ 質問項目は各種調査や図書館評価に関する一般的な項目を選定し、できる限り択一式での回答方法とした。

ウ 評価について実施している場合は、資料の提出を求めた。

(4) 全国調整委員会の開催

平成 20 年 9 月 30 日に岸田和明教授を助言者に迎え、編集委員会で作成した調査票案等について全国調整委員会において協議を行った。

(5) 調査の依頼

平成 20 年 11 月 5 日に全国調整委員へ依頼文を送付した。

(6) 調査票の提出期限

平成 20 年 12 月 12 日

(7) 集計・分析・報告書案の作成

平成 20 年 12 月から平成 21 年 3 月

(8) 報告書内容の確定

平成 21 年 3 月、全国調整委員による報告書案の調整を経て、内容を確定した。

8 報告書の集計・分析上で留意した点

(1) 集計

原則、回収した調査票に記載のあるとおりとした。ただし、今回の調査内容として、「共通」調査において、「調査を実施している」「調査を実施していない」により、「実施」「未実施」のいずれかを回答することとしているため、矛盾が生じる場合、修正を加えた。

(2) 分析

本報告書では、調査票で得た数値を客観的に説明するにとどめた。

数値の割合は、調査あるいは評価を実施していない館も含めた全数に対して算定している。そのため、調査あるいは評価を実施していないために回答できないものを「無回答」に含めており、「無回答」の割合がいずれも高くなっている。その点も含め、具体的な分析や提言は次年度に委ねることとした。

なお、調査回答の比率は、その設問の回答者数を基数(n)として、小数第 2 位を四捨五入して算出しているため、比率の合計が 100% とならない場合も合計欄は 100% と表記している。

9 その他

報告書の全文及び調査票の記入要領は、全国公共図書館協議会のホームページ内に、PDF ファイルで掲載した。

<http://www.library.metro.tokyo.jp/15/15830.html>